資料 22

令　和　３　年　１　０　月　７　日

こども未来部保育計画課・保育課

区内私立認可保育園等における職員配置問題について

１　対象施設の概要

（１）対象施設

認可保育園　１園（ゆらりん豊四保育園）

認証保育所　３園（ゆらりん豊洲保育園、ゆらりん豊三保育園、ゆらりん砂町保育園）

区委託保育施設　１園（東陽保育ルーム）

（２）運営事業者

ライフサポート株式会社

２　経緯

年　月	対　応　状　況　等
令和２年12月	【港区】同社運営「ゆらりん港南緑水保育園」での不適正な職員配置及び委託費不正受給について業務改善指導及び再発防止を命じた事案を公表
令和３年１月	【江東区】同社に対し、本区所在の保育所運営の状況報告を要求
同年２月	【江東区】特別検査を実施
同年３月上旬	【東京都】同社に対し、認可保育所に対する特別指導検査及び認証保育所に対する特別立入調査を実施 【江東区】同社に対し、聞き取り調査を実施
同月中旬	【江東区】同社に対し特別検査結果の通知を交付。具体的な事案検証及び再発防止策の実行を指示。検査結果を踏まえた状況報告を再度要求
同年４月	【江東区】同社より特別検査に係る改善状況報告を受理
同年５月	【東京都】同社に対し、特別指導検査及び特別立入調査の結果を交付。同年６月、同社より都に改善状況報告の提出。
同年６月	【江東区】同社に対し、適正な職員配置に向けた対応についてヒアリングを実施。同社より適正な職員配置に向けた取り組み等の報告を受理

３　江東区特別検査等により確認された事実

平成27年度から令和２年度まで、延べ56月にわたり、実態と異なる職員名簿の作成や配置実績に基づかない不適正な補助金等の請求を行っていた。

【対象施設毎の確認事実】

対象施設	確認された事実
ゆらりん豊四保育園	1）必要保育士数より多くの保育士が在籍しているが、その在籍数より多い保育士数で報告。（14月） 2）職員配置報告書で主任保育士専任加算に名前を記載していた保育士1名が、主任業務に専任していなかった。（11月）
ゆらりん豊洲保育園	1）東京都認証保育所事業実施要綱に定める保育士数が在籍しているが、その在籍数より多い保育士数で報告。（1月） 2）東京都認証保育所事業実施要綱に定める保育士数より1名保育士が不足していたが、要綱で定める保育士数で報告。（10月）
ゆらりん豊三保育園	1）東京都認証保育所事業実施要綱に定める保育士数より多くの保育士が在籍、又は定める保育士数が在籍しているが、その在籍数より多い保育士数で報告。（3月） 2）東京都認証保育所事業実施要綱に定める保育士数より2名保育士が不足していたが、要綱で定める保育士数で報告。（1月）
ゆらりん砂町保育園	1）東京都認証保育所事業実施要綱に定める保育士数が在籍しているが、その在籍数より多い保育士数で報告。（2月） 2）東京都認証保育所事業実施要綱に定める保育士数より1名保育士が不足していたが、要綱で定める保育士数で報告。（5月）
東陽保育ルーム	1）委託契約書に定める保育士数が在籍しているが、その在籍数より多い保育士数で報告。（2月） 2）委託契約書に定める保育士数より1名保育士が不足していたが、契約書で定める保育士数で報告。（7月）

4 補助金等の返還について

返還金合計：5,716,922円（うち返還済額：3,376,330円／未返還額：2,340,592円）

（園別内訳）

・ゆらりん豊四保育園：4,956,930円
・ゆらりん豊洲保育園：　759,992円
・その他、ゆらりん砂町保育園、ゆらりん豊三保育園、東陽保育ルームでは返還金発生せず

※上記返還金に伴う違約加算金等については別途算定の上、徴収する。

5 今後の対応について

同社より不正を主導した職員の処分、人事・組織の刷新、コンプライアンス推進室の設置、内部通報制度の導入等、再発防止に向けた改善報告が東京都、および本区に対し提出されている。この改善報告を受け、東京都においては認可を取り消すことなく改善状況を注視していくとしたことから、区では、同社運営の既存園及び指定管理者となる辰巳第二保育園において、適正かつ安定的な運営が担保されるよう、改善が十分に確認できるまでの当面の間、集中的かつ重点的な対応を講じる。

【区の具体的対応】

（１）　同社の補助金等の申請に関し、専門人材の活用も視野に新たに「補助金等特別調査」としてより詳細な調査を毎年実施する。

（２）　上記調査において、年間を通じての職員名簿と出勤簿、勤怠システム、会議記録、健康管理カードなど、その他の書類とも照合を行うなど、補助申請と併せて実地調査を行いながら、職員配置が適正であることを確認する。

（３）　同社の再発防止策としてコンプライアンス推進室を設置するとともに、コンプライアンス委員会に第三者（弁護士）を加えるとの対策が示されており、同推進室および委員会における内部通報や相談、問題事案への対応状況について、ヒアリングの実施や議事録の提出を求める。

（４）　改善状況及び再発防止策の運用状況をはじめ、職員の採用・離職の状況、経営状況、他自治体における指導検査の状況などについても定期的に報告を求め、適正な園運営、法人経営が行われるよう、指導の徹底を図っていく。